

# 山梨県公報

第二千七百四十号

平成二十九年

十月二十六日

木曜日

## 目次

- 告示
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………七〇一
  - 県営土地改良事業の完了……………七〇一
  - 道路の供用開始……………七〇一
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………七〇一
  - 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………七〇二

## 告示

### 山梨県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的 火災の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百三十九号

山梨県公報 第二千七百四十号 平成二十九年十月二十六日

県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業富士北麓水源の里地区)の工事は、平成二十九年二月一日をもって完了した。

平成二十九年十月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

### 山梨県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	富士吉田西桂線	富士吉田市小見見三丁目八三二番二地先から富士吉田市小見見三丁目八二二番三地先まで	一六四・一	平成二十九年十月二十

## 公告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 申請のあった年月日 平成二十九年十月十三日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人なんぶ里山研究会
  - 代表者の氏名 佐野敏明
  - 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡南部町南部八千三百九十二番地
  - 定款に記載された目的 この法人は、高齢化の進む南部町において、荒廃した山

林や里山及び農地の再生、保全を実現し、かつての癒しと活力ある地域を取り戻すことを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年十月十九日から同年十一月十九日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十九年十月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙七九	志村逸治
南都留郡道志村字小山一二七五三の内三	池谷菊雄
南都留郡道志村字大室一〇七二の一	出羽久行

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年九月十一日山梨県告示第二百七十号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十九年十月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市鹿留字本土差三二五八の内三	高部忠右エ門、前田正、前田渡辺福春
都留市大野字入山一六五二の六五	高部貞徳
都留市鹿留字本土差三二五九	岡部修
都留市鹿留字田屋上三三三三の二	佐藤忠左エ門
都留市境字條ヶ尾一六七三の六	山口順藏
都留市大野字入山一六五二の六六	小俣惣吉
都留市大野字入山一六五二の六〇	杉本数馬
都留市大野字入山一六五二の六九	杉本繁三
都留市鹿留字本土差三二五三の二	杉本方直
都留市大野字入山一六五二の六一	杉本勇
都留市大野字入山一六五二の二三、一六五二の六三、一六五二の六四	杉本要
都留市鹿留字土沢三三四三の二、三三四四の二、三	村田正寿

二四五の二

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年九月十一日山梨県告示第二百七十一号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市鹿留字土沢三三三三八	安富三雄三
都留市鹿留字土沢三三三三九の二	向山専藏
都留市朝日曾雌字宮ノ前一五九三	小俣榮、鈴木勝藏

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年九月十一日山梨県告示第二百七十二号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番